

令和6年度京田辺市地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

京田辺市の農家は、一戸当たりの平均水田面積が約50㌦と小さく兼業農家の割合が高い。このため、担い手制度等、大規模農家を中心とした対策だけでなく、中・小規模農家の生産調整への取組推進も重要な課題であった。

また、農家の世帯員数の減少や高齢化、市街地への転出により、生産労力が損なわれ、積極的な営農展開が困難となっており、水田農業の将来が見通せない状況となっている。

平成30年産からは、制度の改革により経営判断や販売戦略に基づく自主的な判断による営農が前にも増して必要となってきたが、これを十分になし得ていない状況である。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

京田辺市域は、全般に一部山間地を除いて温暖であり、木津川左岸を中心として、区画面積は小さいもののほ場整備が進展してきている。

本地域は、京阪神の巨大消費地に近いという好条件にあり、付加価値の高い作物の生産が期待できる。そのため、消費者ニーズを的確に把握することで、高収益作物への転換・定着が期待できる。その前段階での準備として、地域に最適な作物品種の見定めや技術開発などを行う必要がある。

また、全国的に人口減少が続く中、京田辺市及び周辺地域は、近年宅地開発が続く、地元での農作物消費も期待できる希少な地域となっている。地域農業を活性化するため、多種多様な野菜・花き等の生産と共に高付加作物の出荷奨励を行っていく。

一方で農家において高齢化が進んでいるため、これに見合った品種選択や生産・出荷体制の整備も必要となっている。

本地域の付加価値の高い作物として、従来から知名度の高い「田辺なす」に加え、エビイモなどを本市の振興作物として位置づけており、これらの生産適地としてブランド力が発揮されつつある。

これを支えるため、「なす塾」、「えびいも塾」など技術講習を継続して実施し、新規参入者を迎え入れてきている。また、品評会開催などにより、生産意欲の増進と品質向上が図られてきた。こういった取組を今後も継続し、維持していくことでブランドの高次化が可能である。

また、近年、花菜や万願寺とうがらしなどの作付が増加しており、これを次なる特産品の創成につなぐため、各種部会活性化や研修体制の整備を進める。

各農家では出荷先として地元JAのみならず、京都府南部市場や京都市中央市場への出荷など、取引適地の市場への展開が模索され、高収益化を目指している。また、直売所の運営継続と積極活用による小規模栽培の活性化や生産から販売までの一貫体制の経験も積みつつある。これらを今後にも総合的に支援し、情報発信・交流を推進していく。

JAの各種部会による研修体制整備、市の主導による技術者協議会の開催により、効率的な営農を進めるとともに、選果場の整備など設備面での支援により、一層の生産性向上を図っていく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

意欲ある青年層の就農により、新たな担い手は生まれつつあるが、市内農家全体としては高齢化が年々進み、水稻の作付けや水田の維持そのものが困難な例が発生している。

地域における水稻作付水田を存続させる方策として、ブロックローテーション体系構築が必要となってきた。今後の転換作物作付水田のローテーションへの積極的な関わり推進すること

が、地域のトータルな水田の有効利用につなげることとなる。

なす・エビイモを筆頭とする市場価値の高い作物栽培を進めることで、水田の効率的な有効利用を図ることが可能である。

一方で中山間地、ほ場整備の未完了の地域では担い手の不足から保全管理中と称して作付されていない水田が見受けられる。また、毎年畑作物のみを栽培している水田もあり、畑地への転換が可能と考えられる。

これまでの確認情報に加え、水田の利用状況の点検などから該当地を洗い出した後畑地化促進等の助成につなげる。

地域におけるブロックローテーション体系の構築の中で、これに適しない該当地も明瞭になるので、これも次のステップへの道筋としていく。

4 作物ごとの取組方針等

市内の水田について、適地適作を基本として、産地交付金を有効に活用しながら、作物生産の維持・拡大を図ることとする。

(1) 主食用米

需要に応じた良質米の計画生産を基本とし、良食味米などの多様化する需要に即した「売れる米づくり」として京都やましろ農業協同組合（以下、JAという。）が主体となって取り組んでいる「やましろこだわり米」「特別栽培米」の栽培を推進するとともに、気象変動に左右されない水稻生産を念頭に、健全な土づくりや適期・適量防除など基本技術の励行により、低コストの稲作を推進する。

また、地区での話し合いによる担い手への集積、品種別団地化等水田のもつ多面的な機能の維持・存続のため、特別栽培米等の環境に配慮した水稻栽培技術の導入、作業受託組織の育成等を推進するとともに、適期作業、機械施設等の有効利用などを進め、個別経営体はもとより地区あるいは地域段階において収益性の高い稲作経営を推進する。

(2) 非主食用米

ア 飼料用米

毎年度作付の実績があり、戦略作物や京都府の産地交付金の対象となる場合、これを活用して増産を図っていく。

イ 米粉用米

毎年度作付の実績があり、戦略作物や京都府の産地交付金の対象となる場合、これを活用して増産を図っていく。

ウ 新市場開拓用米

輸出米等については、動向や状況を見て取り組む。

エ 加工用米

産地交付金を活用しつつ、生産の拡大を図る。

(3) 大豆

和菓子メーカー等実需者からのニーズが高いものの、生産減少が続いていることから京都府では黒大豆の生産を奨励しており、地域レベルにおいてもこれに合わせ、大豆（黒大豆を含む）を奨励することで地域産品として存続を図っていく。

(4) 地力増進作物

地力増進作物に対する取組は、将来有望な有機栽培や高収益作物への転換の前段階として有効である。今後、中期的な検討課題と認識し、部分的な運用事例を作ることが考えられる。

(5) 高収益作物

「なす」「エビイモ」「万願寺とうがらし」「トマト」「きゅうり」「花菜」「コギク」など、主力作物を中心に多種多様な作物を振興品目とし、大規模消費地に近いという好条

件や直売所のメリットを生かすため、消費者ニーズに即応した生産計画を推進する。

市場対応力を強めるため、ＪＡ等を中心に生産組織を結集し、広域的な産地を単位として生産出荷技術の高位平準化を図る。

京田辺市の奨励作物であるなす・エビイモを京田辺市の特産品として、新規就農者対象の養成塾を実施し栽培面積の拡大を目指す。

また、栽培面積の増加促進を図り、中期的にも現在の栽培面積を維持できるよう努める。

（６）畑地化

永年性作物を作付している水田について利用状況の点検を行い、畑地化促進等の助成につなげる。

5 作物ごとの作付予定面積等

別紙のとおり

6 課題解決に向けた取組及び目標

別紙のとおり

7 産地交付金の活用方法の概要

別紙のとおり

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	316.1		313.4		308.4	
備蓄米						
飼料用米	0.6		0.6		0.6	
米粉用米	0.1		0.1		0.1	
新市場開拓用米						
WCS用稲						
加工用米						
麦						
大豆	3.1		3.5		4.0	
飼料作物						
・子実用とうもろこし						
そば						
なたね						
地力増進作物	0.0		0.0		0.0	
高収益作物	54.7		57.0		59.5	
・野菜	51.1		53.0		55.0	
・花き・花木	3.2		3.5		4.0	
・果樹						
・その他の高収益作物	0.4		0.5		0.5	
その他						
畑地化	0.0		0.0		2.0	

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	なす、エビイモ	地域重点振興作物（野菜）の生産に対する助成	作付面積拡大	（令和５年度） 6.7ha	（令和８年度） 7.5ha
2	万願寺とうがらし、 花菜、トマト、きゅうり、 コギク	担い手（認定農業者等）に対する加算	作付面積拡大	（令和５年度） 3.3ha	（令和８年度） 4.0ha
3	野菜、小豆	地域振興作物（野菜・小豆）の生産に対する助成	作付面積拡大	（令和５年度） 6.4ha	（令和８年度） 7.0ha
4	花き・花木	地域振興作物（花き・花木）の生産に対する助成	作付面積拡大	（令和５年度） 0.2ha	（令和８年度） 0.3ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は３年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名: 京都府

協議会名: 京田辺市地域農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取 組 要 件 等 ※4
1	地域重点振興作物(野菜)の生産に対する助成	1	47,000	なす、エビイモ	対象作物を作付
2	担い手(認定農業者等)に対する加算	1	15,000	万願寺とうがらし、花菜、トマト、きゅうり、コギク	認定農業者が対象作物を作付
3	地域振興作物(野菜・小豆)の生産に対する助成	1	12,000	別紙のとおり	地域振興作物(野菜・小豆)を作付
4	地域振興作物(花き・花木)の生産に対する助成	1	12,000	別紙のとおり	地域重点作物(花き・花木)を作付

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

(別 紙)

分類	小分類	品 目
地域重点 振興作物	野 菜	なす、エビイモ
地域振興 作物	野 菜	きゅうり、トマト、ピーマン、かぼちゃ、いちご、すいか、メロン、キャベツ、はくさい、ほうれん草、ねぎ、たまねぎ、えんどう、レタス、だいこん、いんげん、にんじん、さといも、れんこん、しょうが、えだまめ、青さやいんげん、未成熟とうもろこし、ばれいしょ(食用)、かんしょ(食用)、アスパラガス、きのこ類、まくわうり、しろうり、とうがらし、セロリ、カリフラワー、ブロッコリー、ズッキーニ、オクラ、タラノメ、ユリネ、シュンギク、ミツバ、パセリ、フキ、シソ、ニンニク、ニラ、ラッキョ、ミョウガ、食用菊、かぶ、ごぼう、やまいも、青さやえんどう、未成熟そらまめ、みず菜、壬生菜、小松菜(コマツナ)、シロナ、その他つけ野菜、ウド、タケノコ、ワケギ、チンゲンサイ、混作野菜、長芋、とうもろこし(食用)、花菜、セリ、クワイ、金時にんじん、聖護院かぶ、九条ネギ、堀川ごぼう、いも類、聖護院大根、万願寺トウガラシ、紫ずきん、ぼっちゃんカボチャ、エゴマ、その他豆類、京夏ずきん、実えんどう、伏見トウガラシ、えだまめ(黒)、鹿ヶ谷かぼちゃ、賀茂なす、ミニトマト、えびすカボチャ、その他京野菜、ズイキ、三度豆
	小 豆	小豆
	花き・花木	コギク、きく、しょうぶ、カラー、花き、かきつばた、ハス、種苗類、混作花、みつまた、コスモス、れんげ、なのはな、ひまわり、しょうぶ・かきつばた、しゃくなげ、ソルガム類、赤クローバー、れんげ、クロクタリア、セスバニア